

# 生活面のルール等について

## 1 通学方法

- (1) 公共交通機関・徒歩・自転車が原則です。
- (2) 保険加入などの一定の条件を満たし乗り入れを願い出た生徒には、原動機付き自転車(125ccまで)または自動車の校地内乗り入れを許可していますので、許可を得てから校地内に乗り入れるようにしてください。
- (3) 無届けでの乗り入れ、自動二輪車の乗り入れは特別指導の対象となります。

## 2 私物の管理について

- (1) ゲーム機など、不必要な物は学校に持ってこないようにしてください。
- (2) 個人ロッカーを利用するなどして、自分の持ち物は自分で管理してください。
- (3) やむを得ず貴重品や多額の現金を持ってきた時は、登校後すぐ、担任に預けてください。
- (4) 紛失した金銭・物品を学校が弁償することはできません。

## 3 外部の人の校地内立ち入りについて

- (1) 生徒の安全確保のため、本校と関係のない外部の人の校地内立ち入りを禁止しています(校門に表示あり)。生徒の友人・知人であっても同様です。
- (2) 校門をはじめ、校内の何ヵ所かには防犯カメラが設置されています。
- (3) 無断立ち入りと判断した場合は警察に通報することになっています。

## 4 問題行動・懲戒について

- (1) 問題行動とは、法律をはじめ社会のルール、校則等に反する行動のことです。以下のようなことは懲戒処分や特別指導の対象となります。

- ① 飲酒・喫煙(タバコ・ライター等の所持を含む)、薬物乱用、またこれらをそそのかす行為(20歳以上でも学校敷地内での喫煙や飲酒は禁止)
- ② 対教師反抗《教員に対する暴力ならびに暴言・反抗・威嚇など》
- ③ 暴力・脅迫行為(凶器の携帯を含む)、恐喝、いじめ・いやがらせ行為
- ④ 学校施設や設備の破壊行為
- ⑤ 窃盗・万引行為、占有離脱物横領、およびこれらをそそのかす行為
- ⑥ 家出、深夜徘徊《午後11時～早朝5時の間の外出》
- ⑦ 怠学《授業に出席せずに校舎内で過ごす行為》ならびに授業妨害・迷惑行為(授業中の私語・立ち歩き・騒音などの行為は成績面でも減点されます)
- ⑧ 交通法規違反や加害を伴う交通事故など
- ⑨ 考査時の不正行為
- ⑩ その他、反社会的行為、校内諸規則に反する行為

校外で問題行動を起こした時、また警察官に補導された時には、すみやかに学校に連絡してください。(連絡制度により、後日警察から連絡が入ります)